

○大仙市低炭素建築物新築等計画認定事務取扱要綱

平成24年12月7日

告示第98-1号

(趣旨)

第1条 この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条から第55条までの規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第88号）第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを、次に掲げるいずれかの機関が証する図書

ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

イ 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) その他市長が必要と認める図書

(認定の申請の取下げの届出)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項に規定する認定の申請をした者（以下「申請者」という。）が、当該認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、大仙市低炭素建築物新築等計画認定申請取下届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(建築取りやめの申出)

第4条 市長の認定を受けた申請者は、当該認定に基づく建築を工事完了前に取りやめようとするときは、大仙市低炭素建築物新築等計画建築取りやめ申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(建築の工事完了の報告)

第5条 市長の認定を受けた申請者は、当該認定に基づく建築の工事が完了したときは、大仙市低炭素建築物新築等計画建築工事完了報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物が市長の認定を受けた計画に従って施工されたことを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が確認した書類

(2) 当該建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又

は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年12月7日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

大仙市低炭素建築物新築等計画認定申請取下届出書

		年	月	日
大仙市長	様			
		住所		
	届出者	氏名	印	
		電話番号		
		法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		
低炭素建築物新築等計画認定（変更の認定）の申請の取下げについて（届出）				
		第53条第1項		
	都市の低炭素化の促進に関する法律		の規定による認定	
		第55条第1項		
（変更の認定）の申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。				
1	申請年月日	年	月	日
2	申請に係る建築物の位置			
3	取下げの理由			

（注） 氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第4条関係）

大仙市低炭素建築物新築等計画建築取りやめ申出書

			年	月	日
大仙市長	様				
		住所			
	届出者	氏名			印
		電話番号			
		法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名			
建築の取りやめについて（申出）					
低炭素建築物新築等計画に基づく建築を取りやめたいので、次のとおり申し 出ます。					
1	低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号 年 月 日 番号				
2	計画に係る建築物の位置				
3	取りやめる理由				

（注） 氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

様式第3号（第5条関係）

大仙市低炭素建築物新築等計画建築工事完了報告書

		年	月	日
大仙市長	様			
		住所		
	届出者	氏名	印	
		電話番号		
		法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		
建築工事の完了について（報告）				
低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、次のとおり報告します。				
1	低炭素建築物新築等計画の認定年月日及び認定番号			
	年	月	日	番号
2	計画に係る建築物の位置			
3	低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われたことを確認した建築士及び当該建築士が属する建築士事務所			
	（ ）建築士（ ）		登録第	号
	住所			
	氏名		印	
	（ ）級建築士事務所（ ）		知事登録第	号
	所在地			
	名称			
	代表者の氏名		印	

（注） 氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。